

## 「社会福祉施設防災の日」実施要領

### 1 目 的

11月1日を「社会福祉施設防災の日」とし、県下一斉に防災訓練を実施することにより防災技能の向上及び施設職員、利用者の防災意識の高揚を図り、施設における防災対策及び施設と関係機関との連携の確立に資するものである。

### 2 訓練実施日

11月1日（11月1日が、土曜日もしくは日曜日にあたる場合には前日もしくは前々日の金曜日に実施するものとする。）

### 3 実施主体及び対象施設

(1) 実施主体 社会福祉施設等、近隣市町、健康福祉センター、指定都市

(2) 対象施設

社会福祉施設のうち、常時入所者が居住している施設及び保育所とする。（別表のとおり）  
ただし、通所施設及び利用施設については、施設の状況により適宜参加するものとする。

### 4 関係機関等の協力・立会い

総合防災訓練の実施にあたっては、消防署、地域住民（自主防）、近隣市町、ボランティア等の協力又は立ち合いを求めるものとする。

### 5 実施方法

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 実施対象

東部（賀茂地区除く）、中部、西部地区毎に2施設、賀茂地区1施設において地震発生及び火災発生を想定して実践的訓練を実施する。なお、賀茂地区は2年に1回実施するものとする。

##### イ 実施方法

消防署、近隣市町及び地域住民の協力を得て、機動力のある訓練を行う。

[例] 2階以上の施設におけるはしご車の出動及び消防署員や地域住民等による利用者の避難訓練、消火（放水）訓練、施設利用者の一時的な（屋外）避難スペースの設営、他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入、福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）、煙への対応訓練などの実施

##### ウ 他施設職員の参加

他施設の職員は総合防災訓練の実施状況を視察し、各施設の防災対策に活用する。

##### エ その他

総合防災訓練の実施については、地元消防署等の指導の下に実施する。

#### (2) 一般防災訓練

総合防災訓練を実施する施設以外の施設においては、それぞれの施設の実情に応じた防災訓練を実施するものとする。

### 6 訓練内容

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 人的・物的被害の把握

- ・施設内人員の安否確認と人命救助
- ・施設の屋内外点検

##### イ 情報伝達訓練

- ・火災発生の確認
- ・消防署への通報（消防署の事前了解の下、実際に通報すること。）
- ・職員等への連絡及び出動

- ・施設周辺住民への火災発生伝達・救援要請
- ウ 消防設備の操作及び消火訓練
  - ・警報設備、消火設備の点検整備
  - ・消火バケツ、消火器等による初期消火
  - ・防火戸、シャッター等の閉鎖
  - ・排煙口の開放
  - ・非常電源の作動確認
  - ・放水（施設内消火栓）による消火
- エ 避難誘導訓練
  - ・自力避難困難者の避難及び誘導
  - ・利用者等の安全指導
- オ 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営訓練
- カ 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入訓練
- キ 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）
  - ・福祉避難所の開設、住宅の災害時要援護者の受入
- ク 煙対応訓練
  - ・煙への対応
- ケ 応急対策訓練
  - ・傷病者に対する応急手当

## (2) 一般防災訓練

各施設において毎月実施している避難訓練等を基に、総合防災訓練に示した訓練内容を参考にして、施設の実情に応じた訓練を行うものとする。

## 7 訓練実施計画書の作成

総合防災訓練を行う施設は、別紙1を参考に訓練実施計画書を作成し、職員等への周知を図るものとする。

なお、一般防災訓練を行う施設においても別紙1を参考に、実施状況に合った訓練実施計画書を作成するものとする。

## 8 訓練実施後の考察

総合防災訓練実施施設は視察者を交え、訓練の実施状況、実施上の問題点、改善方法等を検討し、今後の施設の防災対策に活かしていくものとする。（職員及び視察者の参加による意見交換等）

## 9 訓練実施結果の報告

施設は訓練実施後、おおむね1週間以内に訓練実施結果を別紙2により健康福祉センター、または指定都市に報告するものとする。

## 10 その他

訓練の実施に当たっては、利用者のけが等に十分注意するとともに万一に備え、嘱託医等の協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 10 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 5 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 27 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 17 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 19 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 5 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 22 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 11 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。

別表

「社会福祉施設防災の日」訓練実施対象施設

施設種別

<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・障害児入所施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業等の用に供する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業)</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護施設</li> <li>・保育所</li> <li>・幼保連携型認定こども園</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・通所リハビリテーション(医療みなしを除く)</li> </ul>
---	--	--

(別紙1)

## 〇〇施設防災訓練実施計画

### 1 目的

地震発生及び火災発生を想定し、消防署等への通報及び利用者の避難誘導、避難所の設営等の訓練を実施することにより、利用者の生命・財産の安全確保を図るとともに施設職員及び利用者の防火意識の高揚を図るものである。また、地域住民に対しても施設の防火についての理解と協力を求めるものである。

### 2 訓練実施日

〇〇年11月1日 午前9時00分頃から  
午前9時30分 地震発生及び出火

### 3 訓練の監督

訓練総括者 施設長 〇〇 〇〇  
訓練責任者 防火管理者 〇〇 〇〇

### 4 関係機関等の協力・立会い

〇〇消防署、〇〇自衛消防団、〇〇福祉事務所、〇〇市町、〇〇健康福祉センター

### 5 訓練のねらい

- (1) 地震発生直後の施設内人員の安否確認と人命救助
- (2) 施設の屋内外点検及び出火防止対策
- (3) 火災発生の確認と的確な通報を行う。
- (4) 消防設備の操作の習得及び初期消火を行う。
- (5) 安全かつ短時間に避難する方法及び安全な避難場所を確保する。
- (6) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営
- (7) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入
- (8) 福祉避難所の開設(福祉避難所として指定されている施設の場合のみ)
- (9) 発煙による煙への対応訓練を行う。
- (10) 応急対策訓練

### 6 訓練実施項目(\* 各項目毎、具体的に記入する。)

- (1) 人的・物的被害把握
  - ア 地震発生直後の施設内人員の安否確認と人命救助
  - イ 施設の屋内外点検及び出火防止対策
- (2) 情報伝達訓練
  - ア 火災発生の確認
  - イ 消防署への通報(消防署の事前了解の下、実際に通報すること。)
  - ウ 職員等への連絡及び出動
  - エ 施設周辺住民への火災発生伝達・救援要請
- (3) 消防設備の操作及び消火訓練
  - ア 警報設備、消火設備の点検整備
  - イ 消火バケツ、消火器等による初期消火
  - ウ 防火戸、シャッター等の閉鎖
  - エ 排煙口の開放
  - オ 非常電源の作動確認
  - カ 放水(施設内消火栓)による消火

- (4) 避難誘導訓練
  - ア 自力避難困難者の避難及び誘導
  - イ 入所者等の安全指導
- (5) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営訓練
- (6) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入
- (7) 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）
- (8) 煙対応訓練
  - ア 煙への対応（職員に限る。）
- (9) 応急対策訓練
  - ア 傷病者に対する応急手当

## 7 実施方法

- (1) 職員等の役割及び行動  
別紙実施要領のとおり
- (2) 避難経路及び避難場所  
別図のとおり（朱線で記入）

## 8 その他

- (1) 訓練の実施に当たっては、事故等のないよう最大限の配慮をはらう。また、万一に備え、嘱託医等の協力を求める。
- (2) 訓練参加者は、沈着、冷静に行動するとともに真剣に訓練を行う。

訓練時間割		
9:00	(準備)	
9:30	訓練開始	(1) 人的・物的被害の把握 (2) 情報伝達訓練 (3) 消防設備の操作及び消火訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペース設営訓練 (6) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入 (7) 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ） (8) 煙対応訓練 (9) 応急対策訓練
11:30	訓練終了	反省及び講評(消防署) 他施設からの意見、相談
11:30	講評・質疑	
12:00	終了	

※ 訓練項目は、施設の状況により前後することもあります。

〇〇施設防災訓練実施要領

時 間	訓 練 項 目	訓 練 内 容	責任者	担当職員	備 考
9 : 0 0	(準 備)	会場、備品等の用意と確認。視察者等への事前説明。			
9 : 3 0	<p>*地震及び火災発生 (1) 人的・物的被害把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内人員の安否確認と人命救助</li> <li>・施設の屋内外点検</li> </ul> <p>(2) 情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生の想定、確認</li> <li>・消防署等への通報</li> <li>・職員への連絡</li> <li>・地域への協力要請</li> </ul> <p>(3) 消防設備の操作及び消火訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備、警報設備の点検</li> <li>・初期消火</li> <li>・防火戸、シャッターの作動</li> <li>・排煙口の作動</li> <li>・屋内消火栓による消火</li> </ul> <p>(4) 避難誘導訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の避難</li> <li>・避難終了の確認及び入所者の安全確保</li> </ul> <p>(5) 施設利用者の一時的な避難場所の設営訓練</p> <p>(6) 他施設・避難所への移送・受入</p> <p>(7) 福祉避難所開設</p> <p>(8) 煙対応訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙への対応</li> </ul> <p>(9) 応急対策訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者に対する応急手当</li> </ul>	<p>火災発生場所及び時刻、その際の勤務職員等具体的状況を想定し、火災発生を確認する。 火災通報装置を使って消防署へ通報するとともに利用者、職員に対し火災発生を知らせる。(館内放送又は口頭により) 職員連絡網により職員宅へ連絡する。連絡開始時間と最終連絡受理時間を確認する。 地域住民に対し、火災発生を知らせるとともに協力要請をする。</p> <p>消火器等により初期消火を行う。できる限り職員全員が順次に行う。 防火戸、シャッターの開閉を行う。できる限り職員全員が順次に行う。</p> <p>排煙口のある施設においては、排煙口の開閉を行う。 屋内消火栓による放水、消火を行う。できる限り職員全員が順次に行う。</p> <p>寮母等が車椅子、担架を活用して利用者を避難させる。(一次避難) 地域住民の応援を得て、利用者を避難させる。(二次避難) 施設に到着した消防署員が、利用者を避難させる。(三次避難)</p> <p>避難完了後、人員を確認し、訓練総括者に連絡する。 避難後の利用者の安全確保に注意する。</p> <p>各階に配置された消防設備、火災報知器等の点検を行うとともに消火活動にうつる準備をする。</p> <p>移送・受入に関し、施設間で協定があるならば、それに従う。 必要に応じて市町村の協力を仰ぐ。 移送・受入の手段や課題について検証する。 移送・受入訓練に際しては、職員が利用者の代役を行う等の方法もある。</p> <p>福祉避難所の開設、住宅の災害時要援護者の受入</p> <p>発煙筒をたき、火災時における煙への対応の仕方(職員に限る。)</p> <p>避難等により負傷した利用者に対し、応急処置を施す。</p> <p>* 実施要領作成上の注意点… 施設の実情に即し、各担当者の行動を具体的に記す。また、施設職員の行動を時間も合わせて図面におとし、各自の行動を確認します。</p>			<p>火災発生場所、避難路を指示する。</p> <p>家族の協力を求める。</p> <p>(注) 一次、二次、三次避難とは、便宜上付けたものです。</p>
					* 訓練項目は、施設の状況等により前後します。具体的には消防署と相談する必要があります。